

サンホーム豊田（生活介護【通所】）運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会が開設するサンホーム豊田（以下「事業所」という。）が行う障害者総合支援法に基づく指定生活介護事業（以下「事業」という。）は、当該事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所のサービス管理責任者、医師、看護職員、生活支援員及び栄養士（以下「従業者」という。）が、適正な指定生活介護事業を提供することにより、支給決定を受けた利用者の居宅生活を支援することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の従業者は、利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図ることができるよう、利用者又はその介護を行う者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の居宅支援事業者及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 サンホーム豊田
- (2) 所在地 豊田市野見山町5丁目80番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第4条 従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) サービス管理責任者 1名以上（1名以上は常勤）

サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に関する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

ア 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対す

る照会等により、その者の心身の状況、当事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

ウ 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 医師 1名以上

医師は、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(4) 看護職員 1名以上

看護職員は、医師の指導のもと、日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行う。

(5) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

(6) 生活支援員 1名以上（1名以上は常勤）

生活支援員は、個別支援計画に基づき、日常生活上の支援を行う。

(7) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、献立作成、栄養量計算及び給食記録並びに調理員が行う給食業務全般の支援に従事する。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日

月曜日から土曜日までとする。

(1月1日から1月3日までを除く。)

(2) 営業時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供時間

午前10時から午後4時10分までとする。

(指定生活介護の利用定員)

第6条 指定生活介護の利用定員は、1単位20名とする。

(指定生活介護の内容及び主たる対象者)

第7条 指定生活介護におけるサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上の支援（食事・入浴は希望者に限る。)

(2) 創作的活動又は生産活動の機会の提供

(3) 前2項を通じた身体能力、日常生活能力の維持・向上のための支援

(4) 計画作成に関すること

(5) 健康管理に関すること

(6) その他利用者の支援に関すること

2 事業所において指定生活介護を提供する主たる対象者は、知的障害者とする。

(利用者から受領する費用の額)

第8条 指定生活介護サービスを提供した場合の利用者から受領する費用の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割とする。ただし、市町村が定める月額負担上限額の範囲内とする。

2 指定生活介護に要する送迎の費用は、別表1のとおりとする。

3 食事の提供に要する費用は、別表2のとおりとする。

4 入浴に係る光熱水費は、別表3のとおりとする。

5 個別創作的活動に係る材料費は、実費を徴収するものとする。

6 日常生活において通常必要となる費用で、利用者が負担すべき費用は、実費を徴収するものとする。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又はその扶養義務者に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、豊田市全域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 従業者は、利用者に対して、従業者の指示に従ってサービスの提供を受けてもらうよう指示を行うものとする。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう、指示を行うものとする。

(1) 気分が悪くなったときは、速やかに申し出ること

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用すること

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合があること

(緊急時等における対応方法)

第11条 従業者は、サービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかにあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出等の訓練を行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、生活支援員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、生活支援員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、利用者に対して適切なサービスを提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（前条に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。）の機会を次のとおり設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後1か月以内
- (2) 継続研修 施設内研修1回/月、施設外研修1回/年
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含めるものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人恩賜財団愛知県同胞援護会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行する。

(平成20年7月15日改正)

この改正は、平成20年7月15日から適用する。

(平成22年12月20日改正)

この改正は、平成22年12月20日から適用する。

(平成24年4月1日改正)

この改正は、平成24年4月1日から適用する。

(平成25年4月1日改正)

この改正は、平成25年4月1日から適用する。

(平成 27 年 7 月 1 日改正)

この改正は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 29 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 29 年 6 月 1 日から適用する。

(平成 30 年 6 月 1 日改正)

この改正は、平成 30 年 6 月 1 日から適用する。

(令和元年 10 月 1 日改正)

この改正は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

(令和 2 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 2 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 3 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月 1 日改正)

この改正は、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 6 年 4 月 1 日改正)

この改正は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1

距離	金額
事業所の実施地域を超えた地点から片道 10km 未満	500 円
事業所の実施地域を超えた地点から片道 10km 以上の場合	1,000 円及び 100 円 / 1 km

別表 2

食費	金額
昼食	552 円
喫茶代	110 円

別表 3

入浴に係る光熱水費	金額
1 回当たり	200 円